

地域福祉権利擁護事業で暮らし安心

利用対象者

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が低下されている方など



役場からきた書類をどうしたらよいか分からない

通帳や印鑑など、大切なものをなくしてしまう

公共料金や税金の支払いができない

自分のお金をうまく使えない。

福祉サービスの利用方法が分からない

▶ 主なサービス内容

定期的に訪問して安否確認を行い、支援・相談を行うサービスです。

サービス

① 福祉サービスの利用援助

- 福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- 福祉サービスの申し込み、契約の代行、代理
- 福祉サービスの苦情解決制度の利用手続き支援
- 役所への届出、手続き(例)年金の現況届

サービス

③ 書類等預かりサービス

- 保管を希望される方には、通帳や印鑑、証書などの書類をお預かりします。
- ※ただし、財産の運用管理の支援はできません。(保管のみ)



サービス

② 日常的金銭管理サービス

- 福祉サービスの利用料金、医療費、日用品の支払い
- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- 預貯金の出し入れや解約

▶ 利用料はいくらかかるの？

- 相談は無料です。
- 生活支援員による援助を受けた場合、1回1時間以内の利用料は900円です。(1時間を超えた場合、30分ごとに450円を加算)

▶ サービス利用の流れ

相談の受付

まずは社会福祉協議会へご相談ください。



無料

訪問・打ち合わせ

専門員が訪問し、お困りごとをお聞きします。そして、サービスの説明をします。



無料

支援計画作成・契約

ご本人の意向を確認しながら支援計画を立てます。承諾をいただければ、社会福祉協議会と契約します。



無料

援助の開始

契約(支援計画)に基づいて生活支援員がご自宅を訪問し、援助を行います。



有料